

申し合わせ

【遠州漁業協同組合】 福田遊漁船業組合・操業に係る取り決め事項

平成27年4月1日改正

1. 出港時間

シラス船の出漁後を原則とし、午前5時頃とする。

2. 操業時間

	竿入れ時間
4月	午前6時30分
5月 ~ 9月	午前6時
10月	午前6時30分
11月 ~ 3月	午前7時

終了時間は原則として午後1時とし、延長については船主の判断に任せる。

2便の操業は日没までとする。

*タチの操業

操業は午前10時以降とする。

夜間操業は行わないこととする。

操業の際は、専業者の操業に支障をきたさないこととする。

3. 取り決め事項

- (1) 高松根より西で操業する場合は、オキアミのまき餌を使用することができる。
- (2) アマダイ釣りには、コマセを使用しないこととする。
- (3) 天竜川以東の沈船で操業する場合は、コマセを使用しないこととする。
- (4) 水深60m以上沖ではアンカー打ちを禁止する。
- (5) 水深60m以浅で先に操業している船が流し釣りを行っている場所でアンカーを打ちたい場合には無線で断りを入れてからアンカーを打つこととする。